議案第３３号

芽室町後期高齢者医療に関する条例中一部改正の件

芽室町後期高齢者医療に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和２年６月２日提出

芽室町長　手　島　　旭

芽室町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

芽室町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

（9）　広域連合条例附則第５条の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　明

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現　行
（本町において行う事務） 第２条　本町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第２条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第６条及び第７条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（8）　―略― （9）　広域連合条例附則第５条の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 附　則 この条例は、公布の日から施行する。	（本町において行う事務） 第２条　本町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第２条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第６条及び第７条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（8）　―略―

参考資料